

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	指定給水装置工事事業者の指定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	水道法第 25 条の 11 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	水道法第 25 条の 11 第 1 項 美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則第 8 条、第 11 条第 1 項、第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の(1)～(8)のいずれかに該当するときは、水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 次の事項に適合しなくなったとき。</p> <p>① 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p> <p>② 次の機械器具を有する者であること。</p> <p>イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具</p> <p>ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>ニ 水圧テストポンプ</p> <p>③ 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者</p> <p>ハ (1)～(8)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者</p> <p>ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(2) 次の規定に違反したとき。</p> <p>① 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。</p> <p>② 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。</p>

- (3) 下記の場合にその旨を指定給水装置工事事業者が、水道事業者に届け出ず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ① 事業所の名称及び所在地その他の事項に変更があった場合
  - ② 給水装置工事業を廃止し、休止し、又は再開した場合
- (4) 給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 指定給水装置工事事業者が、水道事業者が給水装置の検査を行うときに求める給水装置工事主任技術者の検査の立ち会いについて、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) (5)の水道事業者の求めに対し、指定給水装置工事事業者が、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) 指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により指定給水装置工事事業者の指定を受けたとき。

#### ○美郷町指定給水装置工事事業者に関する規則

(指定の取消し)

第8条 町長は、指定工事事業者が次のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条第1項各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第14条に規定する、給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第18条の規定による町長の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じないとき。
- (7) 第19条の規定による町長の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (9) 不当に高い工事費を要求し、又は受けたとき。

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、町長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
  - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
  - イ 第14条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
  - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

#### 2 略

(事業の運営に関する基準)

第14条 指定工事事業者は、次に掲げる給水装置工事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに、第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名す

	<p>ること。</p> <p>(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。</p> <p>(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ町長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。</p> <p>(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。</p> <p>(5) 次に掲げる行為を行わないこと。</p> <p>ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。</p> <p>イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。</p> <p>(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。</p> <p>ア 施主の氏名又は名称</p> <p>イ 施行場所</p> <p>ウ 施行完了年月日</p> <p>エ 主任技術者の氏名</p> <p>オ しゅん工図</p> <p>カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項</p> <p>キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果</p>
参 考 資 料	
聴 聞 ・ 弁 明 手 続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	専用水道及び簡易専用水道設置者に対する改善指示
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	水道法第 36 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	水道法第 5 条、第 36 条第 1 項 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成 12 年厚生省令第 15 号)
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は専用水道について、当該水道施設が水道法第 5 条及び「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県)市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 40 第 6 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	簡易専用水道の清掃等の指示
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	水道法第 36 条第 3 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	水道法第 34 条の 2 第 1 項、第 36 条第 3 項 水道法施行規則第 55 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、簡易専用水道の管理が下記の基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p> <p>(1) 水槽の掃除を 1 年以内ごとに 1 回、定期に、行うこと。</p> <p>(2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、「水質基準に関する省令」(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</p> <p>(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 41 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	専用水道及び簡易専用水道の給水停止命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	水道法第 37 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	水道法第 36 条、第 37 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 町長は専用水道について、当該水道施設が法第 5 条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。</p> <p>2 町長は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を發したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 町長は、簡易専用水道の管理が法第 34 条の 2 第 1 項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p> <p>4 町長は、町の区域内にある専用水道又は簡易専用水道の設置者が、1 又は 3 の指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。2 の勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 40 第 7 号及び別表第 41 第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日